

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けでした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に警備員として雇用され、主として交通誘導業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、C内の水道工事現場において交通誘導等の警備業務に従事したが、交通誘導に先立って規制帯を設置するため、重量6.8kgのA型バリケードを4つまとめて右肩から首にかけて担ぎ、設置場所までの運搬を繰り返したところ、当日の作業終了後、両手指のしびれと右肩の痛みのほか少しめまいを感じたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し「めまい、頭痛」と診断を受け、その後、同年〇月〇日、E整形外科に受診したところ「頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断され、更に複数の医療機関で加療を続けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として本件傷病を発症したのは平成〇年〇月〇日の交通規制の作業が原因であると主張するので検討する。

(2) 医証についてみると、F医師は意見書で、「頚椎MR I検査にてC6／7椎間板ヘルニアを認めた。症状経過から考えて、当該外傷により新しく発生した頚椎椎間板ヘルニアと推測される。」と述べている。一方、G医師は意見書において「本件は災害性によるものとは考えられない。又、非災害性としても通常業務から頚椎椎間板ヘルニアが発症したとも考えにくい。過去の病歴等からしても本件は業務外とするのが妥当と判断する。」と述べており、また、H医師も鑑定書で、要旨、「41歳という年齢を考えると頚椎に1椎間程度の後方椎間板突出が認められるのは生理的範囲内であり、これを外傷性ということはできない。両上肢のシビレという椎間板ヘルニアの症状が平成〇年〇月〇日の業務により発症したということを確認する事はできない。」と述べている。

(3) 当審査会においても、これらの医師の意見書及び請求人の診療の経過等本件一件資料を改めて精査したが、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人が1基6.8kgのA型バリケード4基(27.2kg)を、1日に12回～13回程度断続的に運ぶという作業に従事したとしても、この作業により外傷性の頚椎椎間板ヘルニアを発症するに至ったと認めることはできない。

したがって、当審査会としては、本件傷病と請求人が主張する平成○年○月○日に行った交通規制の作業の間には医学的因果関係は認められず、本件傷病には業務起因性はないと判断する。

- 3 以上のおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。